

茨城県報

第 7 5 5 9 号

昭和62年 6 月 11 日

木 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の辞退（保健予防課）	1
●結核予防法に基づく医療機関の指定及び指定の辞退（ " ）	2
●家畜伝染病の発生及び転帰についての報告（畜産課）	3
●保安林指定の予定（林業課）	3
●保安林指定の解除予定（ " ）	4
●定款変更の認可（農地管理課）	4
●土地改良事業の工事完了（ " ）	4
●道路の区域変更（道路維持課）	5
●公有水面埋立免許出願事項の縦覧等（河川課）	5
●都市計画事業の認可（3件）（都市施設課）	7

（公安委員会）

●緊急自動車の指定及び取消	8
---------------	---

公 告

●昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項（環境管理課）	9
●口頭審理の開催（建築指導課）	16
●開発行為の工事完了（5件）（ " ）	16
●道路位置の指定（2件）（ " ）	17
●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効（2件）（県税事務所）	18

告 示

茨城県告示第947号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人正風会 春日病院	鹿島郡鹿島町宮中1910-3	昭和62年 5 月28日
医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	昭和62年 4 月15日
小林 医 院	北相馬郡守谷町大字守谷甲633	昭和62年 4 月22日
北 守 谷 ク リ ニ ッ ク	北相馬郡守谷町御所ヶ丘 4-10-2	昭和62年 4 月22日
オ ー ラ ル 歯 科	北相馬郡守谷町甲2559-3	昭和62年 4 月23日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団常仁会 牛久愛和病 院	牛久市猪子町896	昭和62年 3 月31日
春 日 医 院	鹿島郡鹿島町宮中2147-2	昭和62年 5 月27日

茨城県告示第948号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき、次の医療機関は指定を辞退したので告示する。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
博採堂 染谷 医 院	北相馬郡守谷町野木崎1780-1	染 谷 允 寿	昭和61年10月 1 日
水海道クリニック	水海道市山田町八間西4555	鳴 海 福 星	昭和62年 4 月17日
木根淵外科 胃腸科病院	岩井市辺田1430	木根淵 光 夫	昭和62年 5 月 1 日
豊島内科, 小児科医院	水海道市諏訪町3230	加 藤 真砂子	昭和62年 5 月 1 日

(辞 退)

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
博 採 堂 医 院	北相馬郡守谷町野木崎1780-1	染 谷 鶴 寿	昭和61年10月 1 日
水 海 道 クリニック	水海道市山田町八間西4555	沢 田 健	昭和62年 4 月 17 日
木根淵外科 胃腸科医院	岩井市辺田1430	木根淵 光 夫	昭和62年 5 月 1 日
豊島内科, 小児科医院	水海道市諏訪町3230	豊 島 章 子	昭和62年 5 月 1 日

茨城県告示第949号

家畜伝染病予防法(昭和27年法律第166号)第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があった。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

発 番	畜 種	発 生 数	発 生 日	転 帰 日	転 帰	発 生 場 所
	みつばち	3 群	62. 6. 2	62. 6. 2	自 衛 殺	西茨城郡岩瀬町岩瀬199-1

発生計 1 件 3 群

累 計 2 件 6 群

茨城県告示第950号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

笠間市福原字我国山ヨリ大藪込6134の 2, 6134の 3, 6134の 4, 字大藪6160から6163まで,
6165から6168まで, 字沢6169の 4, 6190の 6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、鬼怒川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第951号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

久慈郡大子町左貫字小屋場沢3491, 3491の2, 字梅木沢3492, 字茨ヶ沢3492の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第952号

昭和62年4月16日付けで西の洲干拓土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和62年6月4日認可した。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第953号

昭和61年3月24日付け農管指令第145号をもって認可のあった団体営鴻ノ巣入地区土地改良事業については、昭和61年3月31日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 川 富 雄

茨城県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和62年 6 月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字札字下田 143番2地先から	旧	メートル 最大 11.0 最小 3.7 最大 23.0 最小 9.0	メートル 658.0 254.0	
鹿島郡大洋村大字札字上宿 112番地先まで	新	最大 23.0 最小 9.0	254.0	旧道移管のための区域変更

茨城県告示第955号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 埋立て出願人の名称及び住所
茨城県北茨城市磯原町2丁目5番地15
北茨城市 市長 松 崎 龍 夫
- 2 埋立区域
 - (1) 位 置 茨城県北茨城市大津町字漆作2193番地
 - (2) 区 域 次の各地点を順次に結んだ線及び①と⑨を直線で結んだ線によって囲まれた区域
 - ① 基点（北緯36度50分 3 秒305，東経140度47分34秒866）から179度31分 3 秒
21.743 mの地点
 - ② ①の地点から108度17分38秒 13.998 mの地点
 - ③ ②の地点から185度33分18秒 12.118 mの地点
 - ④ ③の地点から253度14分15秒 8.745 mの地点
 - ⑤ ④の地点から224度38分18秒 11.991 mの地点

- ⑥ ⑤の地点から206度 8 分33秒 12.794 mの地点
- ⑦ ⑥の地点から186度39分35秒 5.803 mの地点
- ⑧ ⑦の地点から162度29分19秒 8.967 mの地点
- ⑨ ⑧の地点から140度50分16秒 5.805 mの地点
- ⑩ ⑨の地点から221度36分39秒 14.604 mの地点
- ⑪ ⑩の地点から303度22分36秒 14.095 mの地点
- ⑫ ⑪の地点から290度54分59秒 9.160 mの地点
- ⑬ ⑫の地点から253度44分 8 秒 8.434 mの地点
- ⑭ ⑬の地点から284度 4 分 2 秒 10.290 mの地点
- ⑮ ⑭の地点から 18度26分.8 秒 29.607 mの地点
- ⑯ ⑮の地点から 91度47分24秒 3.778 mの地点
- ⑰ ⑯の地点から 82度 1 分 1 秒 5.948 mの地点
- ⑱ ⑰の地点から 46度44分37秒 23.006 mの地点
- ⑲ ⑱の地点から 46度 6 分 1 秒 18.081 mの地点

(3) 面 積 2,025.66 m²

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置 茨城県北茨城市大津町漆作2189から2191まで、2192の 2, 2192の 6, 2192の 7, 2192の 9 及び2193, 大津町堂の作2200の 1 から2200の 4 まで、2200の10及び2200の12から2200の14まで、大津町峰ノ坊2301の 1, 2301の 2, 2301の 4 から2301の11まで及び2302から2306まで並びに大津町東細2363の 1

(2) 区 域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸と㊹を直線で結んだ線によって囲まれた区域

㊸ 基点 (北緯36度49分56秒330, 東経140度47分30秒489) から332度25分33秒 142.041 mの地点

㊹ ㊸から 62度20分12秒 194.237 mの地点

㊺ ㊹から152度43分14秒 142.673 mの地点

㊻ ㊺から242度31分22秒 193.503 mの地点

(3) 面 積 22,284.288 m²

4 埋立地の用途

北茨城市立大津小学校用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

1 箇年

6 出願の年月日

昭和62年 2 月 20 日

7 関係図書等の縦覧

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県土木部河川課

高萩市大字下手綱1405番地の2 茨城県高萩土木事務所

北茨城市磯原町2丁目5番地15 北茨城市役所

8 縦 覧 期 間

昭和62年 6 月 11 日から昭和62年 7 月 1 日まで

茨城県告示第956号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

潮 来 町

2 都市計画事業の種類及び名称

潮来都市計画公園事業

2・2・018大塚野第4児童公園

3 事業施行期間

昭和62年 6 月 11 日から

昭和63年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

行方郡潮来町大塚野二丁目地内

(2) 使用の部分

な し

茨城県告示第957号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和62年 6 月 11 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

日 立 市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画公園事業

1 赤羽緑地

3 事業施行期間

昭和62年6月11日から

昭和67年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

日立市久慈町5丁目地内

(2) 使用の部分

な し

~~~~~  
茨城県告示第958号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和62年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

美野里町

2 都市計画事業の種類及び名称

美野里都市計画公園事業

2・2・001東平児童公園

3 事業施行期間

昭和62年6月11日から

昭和63年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

東茨城郡美野里町大字羽鳥字東平地内

(2) 使用の部分

な し  
~~~~~

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第25号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び取消しを行ったので公示する。

昭和62年6月11日

茨城県公安委員会委員長 助 川 弘 之

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者, 使用者氏名
2001	水戸88せ 2722	ス バ ル 62年式	道 路 維 持 作 業 用 (パトロール車)	那珂町役場建設課
2002	水戸88す 4080	日 産 62年式	公 共 応 急 作 業 用 (水道事業)	勝田市役所水道部
2003	土浦88す 3746	ト ョ タ 62年式	高速道路における道 路応急作業用	日本道路公団 谷和原管理事務所
2004	土浦88す 3747	ト ョ タ 62年式	”	”

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自 動 車 登 録 番 号	車名, 年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告 示 番号	理 由
614	7 0 - 0519		自 衛 隊 用 (消防車)	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐と ん地	47. 6. 1	16	廃 車
1320	水戸88せ 832	トヨタ 55年	公益応急車 (ガス事業)	東部液化石 油(株)水 戸支店	55. 11. 13	39	更 新
1372	土浦88す1115	いすず 56年	道路維持作業	日本道路公 団常磐道路 サービス	56. 4. 30	17	廃 車
1374	土浦88す1117	いすず 56年	”	”	”	”	”
1849	水戸88せ2183	日 産 59年	血液輸送用	セントラル 医学検査研 究所	60. 11. 14	30	”
1525	0 3 - 7397	三 菱 56年	自 衛 隊 用 (指揮連絡車)	陸上自衛隊 勝田駐とん 部隊	58. 1. 24	3	用途変更

公 告

●昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項を次のように定める。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)に基づいて指定した自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「保全地域」という。)における自然環境の適切な保全及び管理を図るため、知事は、保全地域内の土地所有者に対し、茨城県自然環境保全協力奨励金(以下「協力奨励金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「土地」とは、保全地域内の土地で現況が山林、原野、池沼、その他知事がこれらの土地に準ずると認める土地をいう。

（交付対象者）

第3条 交付対象者は、次に掲げる年度に指定された保全地域内の土地所有者とする。ただし、交付する年度の初日の属する年の1月1日現在における保全地域内の土地所有者とする。

(1) 昭和60年度以前に指定された保全地域内の土地所有者に対しては、協力奨励金を交付するものとする。

(2) 昭和61年度に指定された保全地域内の土地所有者に対しては、協力記念品を交付するものとする。

2 前項において、所有者が国、地方公共団体並びに国、¹地方公共団体が出資している公社、公団その他知事がこれらの者に準ずると認める者については除くものとする。

3 共有地における土地の共有者及び同一世帯の土地所有者については、全員をもって一所有者とみなし、その代表者に交付する。

（協力奨励金の額）

第4条 協力奨励金の額は、土地所有者一人につき、その所有する土地の面積の合計が15,000㎡以下の場合は5,000円、15,000㎡をこえる場合は15,000㎡ごとに5,000円を加えた額とする。ただし、15,000㎡に満たない場合は15,000㎡として換算する。

（申請書の提出）

第5条 協力奨励金の交付を受けようとする者は、昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を保全地域の所在する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、協力記念品の交付申請は要しないものとする。

2 協力奨励金の交付を受けようとする者が、共有地の土地所有者である場合には、代表者を選任して、当該代表者によって前項の申請書を提出するものとする。

3 前項の場合においては、代表者選任届（様式第2号）を申請書と合わせて提出するものとする。

4 同一世帯の土地所有者にあつては、社会通念上代表者とみなされる者が申請書を提出するものとする。

第6条 申請書は、当年度内にすみやかに提出するものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、申請書を受理したときは、内容を審査し、協力奨励金の交付を決定する。

（交付決定通知）

第8条 知事は、協力奨励金の交付を決定したときは、申請者に対し、昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知し、かつ、当該市町村長に対し、昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（交付の方法）

第9条 知事は、交付を決定したときは、申請者に対し、原則として口座振替払の方法により交付する。

2 協力記念品の交付に際しては、受領書を徴するものとする。

（協力奨励金の返還等）

第10条 知事は、偽りその他不正の手段により協力奨励金の交付を受けた者及び奨励金の交付目的に著しく反する行為を行った者に対し、協力奨励金の全部又は一部を返還又は交付保留することができる。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

様式第1号

昭和62年度自然環境保全協力奨励金交付申請書

昭和 年 月 日

茨城県知事 竹内藤男 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(電話番号)

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

1 交付申請額金 円

2 対象土地の所有地等

市 町 村 名	大 字 ・ 字	地 番	現況地目	面 積
				m ²
	計			
市町村長の確認	上記のとおり確認した。 昭和 年 月 日 市町村長職氏名			



協力獎勵金振込先

金融機関名	銀 行			本 店
預 金 口 座	普通預金・当座預金	口座番号		
預金名義人				

※ 該当するものを○で囲んでください。

注1 この申請書は、土地が所在する市役所・町村役場に提出してください。

2 共有地については、代表者が提出してください。この場合「代表者選任届」を提出してください。

3 預金口座を設けていない方は、必ず最寄りの銀行、農業協同組合等に預金口座を設けてください。

4 申請者と預金名義人が同一人でない場合は、口座振込みはできません。

郵便局の預金口座への振込みはできません。

様式第2号

代 表 者 選 任 届

次の者を代表者として選任し、昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付要項に基づく協力奨励金交付申請書の提出及び受領に関する一切の権限を委任したので届け出ます。

昭和 年 月 日

住 所

代表者 氏 名

㊤

電話番号

茨城県知事 竹 内 藤 男 殿

住 所	氏 名	印

注： 社寺有地，区有地等の場合には，氏子総代，区長，区役員等の複数の者の住所，氏名，押印がされていれば，他の者の分については省略してさしつかえありません。ただし，個人の共有地の土地所有者に係る分については省略できません。

様式第 3 号

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書

昭和 年 月 日

殿

茨城県知事 竹 内 藤 男 回

昭和 年 月 日付けで申請のあった、昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金の交付
については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付金額 円

様式第 4 号

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金交付決定通知書

昭和 年 月 日

殿

茨城県知事 竹 内 藤 男 閣

昭和62年度茨城県自然環境保全協力奨励金として交付申請書のあった貴（市・町・村）分については、下記のとおり決定したので通知します。

記

住 所	氏 名	面 積	交 付 金 額
		m ²	円

~~~~~

## ●口頭審理の開催

昭和62年 4 月30日受理の結城市大字山川新宿1217番地鈴木良雄から提起された審査請求に関して、都市計画法（昭和43年法律第100 号）第50条第 3 項の規定に基づき、次のとおり口頭審理を行う。

昭和62年 6 月11日

茨城県開発審査会長 関 井 仁

1 日 時 昭和62年 6 月17日（水）

午前10時

2 場 所 水戸市三の丸 1－7－41

茨城県職員会館 第 1，第 2 サークル室

---

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100 号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字小野崎字成田284番 1，筑波郡谷田部町大字小野崎字千駄苧278番 1，筑波郡谷田部町大字小野崎字千駄苧278番 6，筑波郡谷田部町大字小野崎字千駄苧278番16

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡谷田部町大字小野崎278の 1

（有）筑波花木センター

代表取締役 小 倉 英 男

---

都市計画法（昭和43年法律第100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和62年 6 月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市勝倉字沼端1057番 2，1058番

2 事業主の住所及び氏名

勝田市高場1159番地

山一商事株式会社

代表取締役 砂 押 明

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町中平柳字遠越336番1

- 2 事業主の住所及び氏名

取手市大字寺田5144の3

茨城南部農業共済組合

組合長理事 吉 田 久 夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字大山字半名山1740—53，—94

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡北川辺町大字柳生2580番地

二葉設備工業所 不動産部

杉 山 嘉 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字鴻巣字北ノ内889—6，—7，—8，898—10，—11

- 2 事業主の住所及び氏名

古河市大字鴻巣889番地

有限会社 ウチダ

代表取締役 内 田 光 一

#### ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年6月11日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                      |                    | 道 路 の 位 置                      | 道路幅員及び延長 |       |
|----------------|--------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------|----------|-------|
|                |              | 氏 名                        | 住 所                |                                | 幅 員      | 延 長   |
| 下土木指令<br>第587号 | 62. 5. 29    | 藤 木 孝                      | 下館市大字市野<br>辺120    | 下館市大字市野辺字高<br>堤418—1           | 4.20     | 27.47 |
| “<br>第590号     | 62. 6. 2     | (株) 会社丸雄<br>代表取締役<br>倉井 辰男 | 栃木県小山市駅<br>南4丁目4—4 | 結城市大字結城字根本<br>原11910—4, —5, —8 | 4.20     | 34.15 |

~~~~~

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効

次の料理飲食等消費税公給領収証は、昭和61年9月12日から無効とする。

昭和62年6月11日

茨城県高萩県税事務所長 湯 沢 孝 夫

様 式	記 号 及 び 番 号	紛失した者の住所・氏名
第15号の7	G 450001 から G 450100 まで G 453401 から G 453500 まで	日立市日高町1—21—12—103 新 保 悟

~~~~~

次の料理飲食等消費税公給領収証は、昭和61年9月15日から無効とする。

昭和62年6月11日

茨城県高萩県税事務所長 湯 沢 孝 夫

| 様 式    | 記 号 及 び 番 号             | 紛失した者の住所・氏名               |
|--------|-------------------------|---------------------------|
| 第15号の5 | F 091292 から F 091300 まで | 日立市東町4—1—5—101<br>阿 部 とみ子 |

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)